

有償型インターンシップに関するガイドライン

長崎県教育庁高校教育課

令和7年3月 日

1. はじめに

有償型インターンシップは、就業体験であるインターンシップを有償にて実施するものである。インターンシップとしてのキャリア教育の成果に加え、有償にて実践的に取り組むことで、働く意識の向上や働く意義・苦労などを肌で感じる機会となり、生徒の主体性、積極性、責任感など汎用的能力の育成とともに地元企業の認知度向上等が期待できる取組である。本県では、学校と企業等との連携・協働による社会教育の一環として有償型インターンシップを実施する。

なお、有償型インターンシップの実施においては、生徒の安心・安全面や就職採用における公正公平性の遵守など、留意すべき点がある。

このガイドラインは、学校や企業等が有償型インターンシップを適切に実施し、効果的な取組とするための基本的な考え方や留意点をまとめたものである。

2. 定義

有償型インターンシップ、インターンシップ、アルバイトを次の通り定義する。

(ア) 有償型インターンシップ

有償型インターンシップは、就業体験であるインターンシップを有償にて実施し、より実践的なキャリア形成支援を目的とするものである。学校が企業等と連携・協働しながら、社会教育の一環として適切な実施・運用を行うため、学校は教育的な実施目的・実施要項を定め、これに合意・協力できる企業等と有償型インターンシップを行うものとする。また、生徒は学校の定める実施目的・実施要項に合意した上で、関係企業等と直接雇用契約を結び、課外の時間に有給にて実施する。

(イ) インターンシップ

インターンシップは、職業観の育成や日常の学習に対する興味関心を喚起することを目的に、産業の現場等で学習内容や進路などに関連した就業体験を実施するものである。学校外における学習活動を学校管理下にて行うもので、課外もしくは課内の時間に無償にて実施する。

(ウ) アルバイト

アルバイトは給与を得ることを主目的として、生徒が直接、企業等と雇用契約を結び、課外の時間に有給にて実施する。

実施形態	実施内容	教育 課程	有償 分類	雇用 契約	実施時期	備考
有償型インターンシップ ※バイターンシップを含む	キャリア教育・社会教育の一環として、学校が教育的な実施目的・実施要項を定め、これに合意・協力できる企業等と実施。	課外のみ	有償	あり	週休日や祝日、長期休業中 ※平日の実施は留意すること ※趣旨に鑑み、回数制限等に配慮すること	・実施目的・実施要項を定め、高校教育課へ届出。 ・インターンシップ実施状況調査にて報告。 ・生徒にフィードバックを行う。
インターンシップ	職業観の育成や学習意欲の喚起を目的に就業体験を実施。	課内・課外	無償	なし	平日、長期休業中	・インターンシップ実施状況調査にて報告。 ・生徒にフィードバックを行う。
アルバイト	給与を得ることを主目的として、生徒が企業等と雇用契約を結び実施。	課外のみ	有償	あり	週休日や祝日、長期休業中 ※平日の実施は留意すること	・高校教育課への届出・報告はなし。 ・各校でアルバイト規定等を設け、適切な実施に留意。

3. 留意事項

有償型インターンシップは、生徒のキャリア形成支援を目的としたキャリア教育・社会教育の一環として実施するものであり、学校が教育的な実施目的・実施要項を定め、これに合意・協力できる企業等と生徒が実施する。主な留意事項は以下のとおり。

(ア) 学習活動や教育活動への配慮

- ① 学習への取組、学習時間の確保
- ② 部活動等の課外活動への影響
- ③ 教職員間の共通理解と合意形成

(イ) 公正公平な就職採用選考

① 就職採用・求人活動のルール

- ・求人者が直接生徒に働きかけて応募を勧誘する等、直接募集については、一切できない。
- ・金品又は利便の供与を行うことにより、求人活動をすることは禁止されている。
- ・「早期の採用活動が行われないこと」、「有償型インターンシップ実施の有無が採用上の有利不利にならないこと、採用選考基準とならないこと」など、公正公平な就職採用選考について留意する。
- ・就職採用選考における求人情報受理や生徒への情報提供は7月1日以降、選考開始は9月16日以降となっている。

(参考)「公正公平な就職採用選考」に抵触する恐れがある事例

- ・「あなたを気に入ったから、自社を応募して」(直接募集に抵触)
- ・「あなたは(有償型インターンシップの)取組がよかったので採用します。」(公正公平な採用選考に抵触)
- ・「あなたは(有償型インターンシップの)取組がよくなかったので、応募しても採用の見込みはありません。」(公正公平な採用選考に抵触)
- ・「(有償型インターンシップに)参加していない生徒は採用しません。」(公正公平な採用選考に抵触)
- ・「あなたのことは分かっているから、採用試験は実施しなくてもよい。」(公正公平な採用選考に抵触)
- ・「(有償型インターンシップに)ボーナスを出すから自社を応募して。」(金品又は利便の供与に抵触)
- ・「求人票を見せようか。」(直接募集に抵触)

※有償型インターンシップの実施にあたっては、採用活動と切り離れた対応に留意する必要があり、企業が採用に関わらないような「企業説明」を行うことは可能である。

② 有償型インターンシップ実施企業の情報提供

- ・学校は実施企業を「斡旋」するのではなく、企業の「情報提供」を行うこととし、生徒自身が企業等と直接雇用契約を締結する必要がある。
- ・情報提供における公正公平性に留意する。
- ・企業等が有償型インターンシップ参加希望生徒の選考を行う際、本人に責任のない事項や思想・信条にかかわること等を応募用紙や面接でたずねることがないよう留意する。

※「採用選考時に配慮すべき事項」(就職差別につながるおそれがある14事項)については、有償型インターンシップにおいても留意が必要である。

(参考)「斡旋」や「情報提供における公正公平性」に抵触する恐れがある事例

- ・「学校が、生徒の状況によって実施企業を割り当てる。」(斡旋に抵触)
- ・「学校が、特定の生徒にのみ情報提供を行う。」(情報提供における公正公平性に抵触)

※学校は、関係企業等から情報提供があった際に、希望する生徒に公平に情報提供を行う必要がある。また、生徒が自ら企業を選び、雇用契約を締結する手続きが必要である。

(ウ) 適正な労働条件・環境の確保

- ① 安全確保や事故等の防止、法令違反項目、保険加入、最低賃金以上の給与、企業等における生徒の個人情報の遵守・性的言動等のハラスメント等の防止など、適正な労働条件・環境を確保する。
- ② 関係者間の連携・協力体制を図る。

(エ) 生徒・保護者等、関係企業、学校関係者等への留意事項の確認・合意

4. 実施

有償型インターンシップの実施にあたっては、「3. 留意事項」を踏まえつつ、以下の方針に沿って行うこととする。

(ア) 学校は実施目的と実施要項を定め、関係者間の共通理解・合意形成を図る。

(イ) 実施企業は、学校が定めた実施目的・実施要項や有償型インターンシップの留意事項を遵守できる企業等とし、企業等に承諾した書面を提出させる等、確実な対応を行う。

① 学校の学習活動・教育活動への優先的配慮

② 公正公平な就職採用選考の遵守（早期の就職採用活動、採用上の有利不利や採用選考基準等につながらないこと）

③ 適正な労働条件・環境の確保（最低賃金、関係保険の加入、ハラスメント防止等）

※参照（参考様式：企業→学校）

(ウ) 実施生徒は、学校が定めた実施目的・実施要項や有償型インターンシップの留意事項を遵守できる生徒とし、生徒および保護者等が合意した書面を提出させる等、確実な対応を行う。

① 学校の学習活動・教育活動の優先的対応

② 企業の定める留意事項等の遵守（社内規定、守秘義務等）

③ 安全・健康等への留意

※参照（参考様式：生徒→学校）

(エ) 有償型インターンシップを実施する場合、学校は生徒に実施企業を斡旋するのではなく、あくまで実施可能な企業の「情報提供」を行い、生徒と企業が直接雇用契約を結んで実施するものとする。

(オ) 有償型インターンシップは、学校と企業等との連携・協働による社会教育の一環として実施するものであることを踏まえ、生徒のキャリア形成支援につながるフィードバックを行う等の対応に努める。

(カ) その他

① 実施の時期は、週休日や祝日、長期休業中とする。なお、平日に実施する場合は課外時間とし、学校教育に支障をきたさないよう特に留意する。

② 趣旨を鑑み、実施回数の制限についても配慮する。

③ 卒業年次の生徒の実施については、早期就職採用選考への懸念や内定企業との関

係性、就職選考等にかかる協定（五者協定）を踏まえ、特に留意する。

※（参考）五者協定では、「事業所が実施する（採用内定生徒の）実習・研修・アルバイト等は、学校教育に支障をきたし、また災害発生等の危険も懸念されますので、行わないようお願いいたします。」としている。

- ④ その他、不明点等がある場合は高校教育課へ確認すること。

5. 開始手続

(ア) 有償型インターンシップを実施する高等学校においては実態把握のため、当該年度の4月末までに実施届（様式1）および実施要項を高校教育課長あてに提出すること。
なお、年度途中で有償型インターンシップを開始する場合は開始の1ヶ月前までに提出すること。

(イ) 提出方法

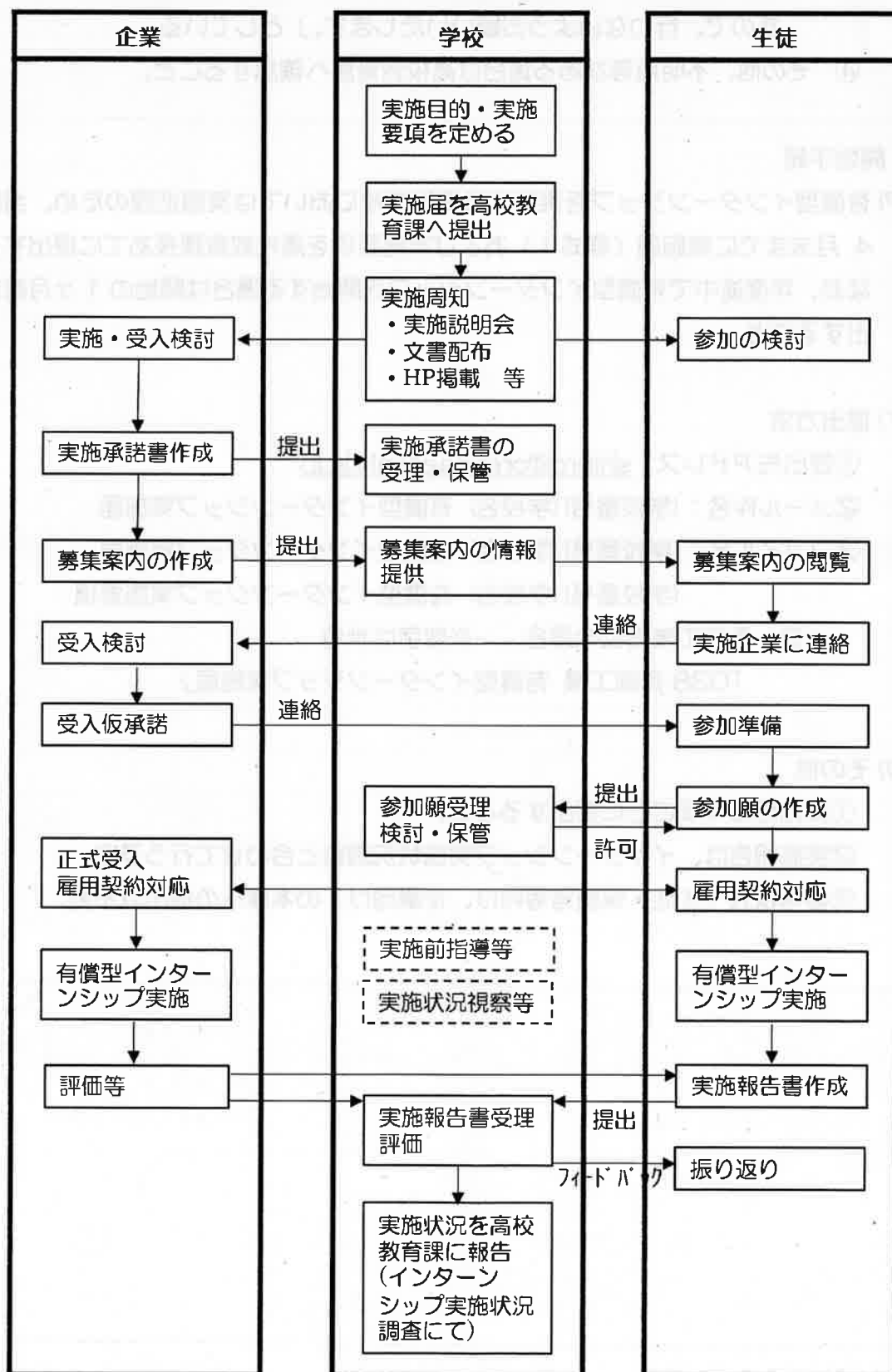
- ①提出先アドレス：shinro@pref.nagasaki.lg.jp
 - ②メール件名：(学校番号)(学校名) 有償型インターンシップ実施届
 - ③ファイル名：(学校番号)(学校名) 有償型インターンシップ実施届
(学校番号)(学校名) 有償型インターンシップ実施要項
- (例) 長崎工業高校の場合 ※数字は半角
「038 長崎工業 有償型インターンシップ実施届」

(ウ) その他

- ①実施届は年度ごとに提出すること。
- ②実施報告は、インターンシップ実施状況調査と合わせて行う予定。
- ③参考様式（生徒・保護者等向け、企業向け）の本課への提出は不要。

6. 実施フロー

有償型インターンシップ実施に向けた流れ（例）



7. Q&A

(ア) Q. 職業紹介における「斡旋」と「情報提供」の違いは？

A.

「斡旋」	「情報提供」
職業安定法第4条第1項では、「職業紹介」を「求人及び求職の申込みを受け、求人者と求職者との間における雇用関係の成立をあっせんすること」と定義している。	求人情報又は求職者情報を提供するのみで、「求人及び求職の申込みを受けず、雇用関係の成立のあっせんを行わない場合」は職業紹介には該当しない。長崎労働局への許可等の手続も必要ない。
※学校が「斡旋」を行うためには、長崎労働局への無料職業紹介事業の申請・許可とともに様々な対応（求人票のチェックや整理等）が必要となる。	※学校が生徒に「情報提供」を行う場合は、実施企業は生徒自身が選択し、直接、企業と雇用契約を締結し、実施となる。

※無料職業紹介事業で実施すれば斡旋は可能であるが、ハローワークが行っている求人票違反項目等のチェックを全て学校で担うことになり、過大な負担増につながる恐れがあるため、本ガイドラインでは設定していない。

(イ) Q. 早期の就職採用活動となるのはどのような事例か？

A.

- ① 有償型インターンシップやインターンシップ等の際に、企業関係者が生徒に「自社で採用するので応募したら」といった声かけを行う。

【×】→採用選考に直接つながる質問をしたり、内定と受け取られるような話をしたりしてはいけない。

- ② 有償型インターンシップやインターンシップ、企業見学会等に参加した生徒を優先的に採用する。

【×】→参加の有無を選考の基準としてはならない。

(参考) 長崎労働局「新規学校卒業者の採用手引」

P7. 五者協定 1 職場見学会等について

P42～45. 新規高等学校卒業予定者にかかる応募前職場見学の実施について

(ウ) Q. 有償型インターンシップとバイトーンシップの違いは？

A.

- ① バイトーンシップは、就業体験としての「インターンシップ」に、給与が支払われる「アルバイト」を組み合わせた造語であり、有償型インターンシップの

一つの類型と考えられる。

- ② バイターンシップに取り組んだ学校では、インターンシップとしてのキャリア教育の成果に加え、有償にて実践的に取り組むことで、働く意識の向上や働く意義・苦労などを肌で感じる機会となり、生徒の主体性、積極性、責任感など汎用的能力の育成と地元企業の認知度向上が期待できるなど、効果的な取組となっていることが報告されている。

(エ) Q. 有償型インターンシップにおける有償の分類は？

A.

有償の分類には、「給与」が支払われるものと「報酬」が支払われるものがあり、内容は以下の通り。

「給与」	「報酬」
使用者の指揮・監督のもとに一定時間拘束を受け、 <u>人的労力により課せられた業務</u> に就く場合に、その業務遂行の対価として当該業務に従事した者が受ける金品を「給与所得」という。	使用者の直接の指揮・監督及び時間拘束を受けず、その者の自己裁量で仕事をする場合に、その仕事の成果としてその仕事をした者が受ける金品を「報酬料金（謝金）」という。
例：使用者の指揮・監督のもとに一定時間拘束を受け、各種業務や補助、接客、清掃、資材管理などに従事した者が受ける金品	例：使用者の直接の指揮・監督及び時間拘束を受けず、HP やチラシ作成、SNS 広報、課題解決提案などをしたことによりその者が受ける金品

なお、令和7年3月現在において、「報酬」による有償型インターンシップについては本ガイドラインでは設定していない。（「報酬」による有償型インターンシップを検討する場合は、高校教育課へ相談すること）

(オ) Q. 「採用選考時に配慮すべき事項」（就職差別につながるおそれがある14事項）とはどんな内容か？

A.

（参考）長崎労働局「新規学校卒業者の採用手引」の就職差別につながるおそれがある14事項より

○本人に責任のない事項

- ①「本籍・出生地」に関すること
- ②「家族」に関すること（職業・続柄・健康・地位・学歴・収入・資産など）
- ③「住宅状況」に関すること（間取り・部屋数・住宅の種類・近隣の施設など）

④「生活環境・家庭環境など」に関すること

○本来自由であるべき事項（思想・信条にかかわること）

⑤「宗教」に関すること

⑥「支持政党」に関すること

⑦「人生観・生活信条など」に関すること

⑧「尊敬する人物」に関すること

⑨「思想」に関すること

⑩「労働組合（加入状況や活動歴など）」「学生運動などの社会運動」に関すること

⑪「購読新聞・雑誌・愛読書など」に関すること

○採用選考の方法

⑫「身元調査など」の実施

⑬「全国高等学校統一応募用紙等に基づかない（適性・能力に関係ない）事項を含んだ応募書類」の使用

⑭「合理的・客観的に必要性が認められない採用選考時の健康診断」の実施

8. 参考資料

○「令和8年3月新規中学校・高等学校卒業生の就職に係る推薦及び選考開始期日等並びに文書募集開始時期等について（通知）」（令和7年2月7日付け6文科初第2167号）

- ・ 就職希望者の適正かつ主体的な職業選択を確保するとともに、求人秩序の確立を図り、併せて適正な推薦・選考が行われるよう、引き続き特段の御尽力をお願いします。
- ・ 第1 7 関係部局間の連携及び関係部局による是正指導
(2) 申合せをした期日より早期に推薦又は選考を行おうとするなど、秩序を乱すと認められる事業所又は学校に対しては、厳に自粛を促すこと。
- ・ 第3 報告
早期に推薦、選考等を行った事業所及び学校の名称並びにこれらに対して指導した内容について、文部科学省初等中等教育局児童生徒課長宛て報告すること。

○「新規高等学校等卒業生の就職選考等について（お願い）」（令和7年3月10日付 **五者協定**）

- ・ 「生徒の適正な職業の確保、就職の機会均等などを実現し、生徒の進路保障を推進するために、公正な採用選考」をお願い
- ・ 「生徒の基本的な人権を尊重、公正な採用選考の実施」をお願い
- ・ 応募・推薦開始日から10月14日までは一人一社制とし、10月15日以降は複数応募・推薦が可能
(事業主に対する就職選考等についての要望書：令和7年度)

1 職場見学会等について

応募前の職場見学会や企業説明会等は、生徒が企業や仕事内容について情報を収集することを目的としている。またインターンシップについては、主体的な職業選択や高い

職業意識を育成するためのキャリア教育の一環として実施されている。これらについては、その目的を十分に理解のうえ実施するとともに、公正公平な採用選考に留意し、選考開始日前の早期採用選考につなげることがないようお願い。

- 2 求人活動のための学校訪問等について
 - (1) 学校訪問の開始7月1日以降
 - 3 推薦開始及び選考開始の時期について
 - (1) 推薦開始9月5日以降（高等学校よりの文書到着）
 - (2) 選考開始9月16日以降
 - 8 採用内定生徒の就業開始の時期及び実習・研修等について
 - (1) 採用内定生徒の就業開始時期は、卒業式の翌日以降
 - (2) 卒業式以前に事業所が実施する実習・研修・アルバイト等は、学校教育に支障をきたし、また災害発生等の危険も懸念されるので、行わないようお願い
 - (3) 卒業式以前に実施する事業所見学・懇談会・内定式等は、通常日の放課後または休日や休業中などを利用し、授業や学校行事に支障のないようお願い
- （※要望書より抜粋しているため、項目番号は通知番号のものである。）

○学校がアルバイトを「無料職業紹介事業」として対応する際の課題

①求人票の受付について

職業安定法第33条の2、第5条の6の原則について

- ・ いかなる求人の申し込みも受理しなければならない
- ・ いかなる求職の申し込みについてもこれを受理しなければならない

対象者の限定はできない。平等でなければならない（成績等で限定はできない）

②必要となる書類等の対応

求職票、求人票、青少年雇用情報等、紹介状、採否結果通知書

③業務を行う上での体制状況

求人票を受理できる環境を学校が整えることは、ハローワークで行っている違反等のチェックを全て教職員が行なうことになるため、学校の過大な負担増につながる恐れがある。

(様式1)

文 書 番 号
年 月 日

長崎県教育庁高校教育課長 様

長崎県立 高等学校
校長 ○○ ○○
(公印省略)

令和 年度 有償型インターンシップ実施届

このことについて、下記のとおり実施しますので、提出いたします。

記

項目	内容 (チェック欄に該当する場合は、☑とすること)
実施目的 実施要項	☐ 実施目的を定め、実施要項を作成している。(※提出時に実施要項を添付すること) ☐ 実施目的・実施要項は、ガイドラインの内容と合致している。 ☐ 実施目的・実施要項について、教職員間で合意形成を図り、留意事項を周知している。
実施企業	☐ 実施企業に次の留意事項を周知し、書面による合意を得るようにしている。 ①学校の学習活動・教育活動への配慮 ②公正公平な就職採用選考への留意 ③適正な労働条件・環境の確保 ☐ 実施企業における安全確保や事故等の防止、保険加入等を確認するようにしている。 ☐ 実施企業と連絡・協議がとれる体制にしている。 実施企業数：_____社 (生徒に情報提供を行う企業数) 実施企業の名称：
実施生徒	☐ 生徒・保護者等に次の留意事項を周知し、書面による合意を得るようにしている。 ①学校の学習活動・教育活動の優先的対応 ②企業の定める留意事項等の遵守(社内規定、守秘義務等) ③安全・健康等への留意
実施形態	☐ 学校は企業の斡旋は行わず、情報提供を行う体制としている。 ☐ 実施にあたって、生徒が実施企業と直接雇用契約を結ぶこととしている。
実施詳細	(実施時期) ☐ 長期休業中 ☐ 土日祝日 ☐ 平日課外 (実施制限) ☐ 回数や考查前等の制限を設けている。 制限内容： (対象生徒) ☐ 成績面、 ☐ 生活面、 ☐ 部活動等、 ☐ 学年：_____、 ☐ その他： ※対象生徒に制限を設けている場合はチェックすること。 (評価等) ☐ 企業等からの評価等をフィードバックする機会を設けるようにしている。
記載者	分掌・職：_____ 氏名：_____

当該年度の4月末までに本様式にて高校教育課長あて提出すること。(年度途中で開始する場合は開始の1ヶ月前までに提出すること)

長崎県立〇〇高等学校長 様

(会社名)
(代表者名)

長崎県立〇〇高等学校 有償型インターンシップ 承諾書

このことについて、貴校の方針に則り、下記の内容を遵守して実施することを承諾いたします。

記

項目	内容 (チェック欄に該当する場合は、☑とすること)	
実施目的 教育活動	☐ 学校の実施目的に合意し、実施要項に則って実施します。 ☐ 実施にあたっては、学校の学習活動・教育活動の優先に協力します。	
公正公平な 就職採用選考の 遵守	☐ 「早期の採用活動が行われないこと」、「有償型インターンシップ実施の有無が採用上の有利不利にならないこと、採用選考基準とならないこと」など、公正公平な就職採用選考に関するルールを遵守します。 ☐ 実施に際して、以下のような内容の声掛け、類する行為等を行いません。 ☐ 「あなたを気に入ったから、自社を応募して」(直接募集に抵触) ☐ 「あなたは取組がよかったので採用します。」(公正公平な採用選考に抵触) ☐ 「あなたは取組がよくなかったので、応募しても採用の見込みはありません。」(公正公平な採用選考に抵触) ☐ 「参加していない生徒は採用しません。」(公正公平な採用選考に抵触) ☐ 「あなたのことは分かっているから、採用試験は実施しなくてもよい。」(公正公平な採用選考に抵触) ☐ 「ボーナスを出すから自社を応募して。」(金品又は利便の供与に抵触) ☐ 「求人票を見せようか。」(直接募集に抵触) ※有償型インターンシップの実施にあたって、採用活動と切り離した対応に留意する必要がある、採用に関わらないような「企業説明」を行うことは可能です。	
適正な労働条件 環境の確保	☐ 生徒の安全確保や事故等の防止、ハラスメント防止に努めます。 ☐ 関係保険に加入させ、万が一のけが、器物損壊等に備えます。 ☐ 給与については、長崎県最低賃金以上とします。 ☐ 問題事象等が起こった場合は、すみやかに学校・保護者等に連絡いたします。	
実施詳細	(実施時期) ☐ 長期休業中 ☐ 土日祝日 ☐ 平日課外 (実施時間) 時～ 時 (時間程度) (評価等) ☐ 生徒の取組の評価等について協力します。	
確認事項	☐ 応募の有無は生徒の選択によるものであり、必ずしも応募があるものではないことを承諾しています。 ☐ 貴校の方針および本内容を遵守できない場合は、有償型インターンシップの中止等の対応に合意します。	
会社情報	会社名：	代表者氏名：
	会社住所：	会社電話：
	担当者役職：	担当者氏名：
	緊急時連絡先：	メールアドレス：

(参考様式：生徒→学校)

年 月 日

長崎県立〇〇高等学校長 様

年 組 番

生徒氏名： _____

保護者等氏名： _____

長崎県立〇〇高等学校 有償型インターンシップ 参加願

このことについて、学校の方針に則り、下記の内容を遵守した上で参加を希望いたします。

記

項目	内容（チェック欄に該当する場合は、☑とすること）
実施目的 教育活動	☐ 学校の実施目的に合意し、実施要項に則って参加します。 ☐ 参加にあたっては、学校の学習・行事等を優先します。 ☐ 学校の教育活動の一環として参加することを自覚し、学校の規則等を踏まえた行動をします。
企業の定める 留意事項等の 遵守	☐ 企業の定める留意事項等（社内規定、守秘義務等）を遵守します。 ☐ 企業関係者・担当者の指示を遵守します。 ☐ 実施に際して、 <u>以下のような行動、類する行為等を行いません。</u> ☐ 企業に無許可で SNS 等に写真や情報を掲載する。 ☐ 企業の文書、データ、商品等を無断で持ち出す。 ☐ 担当者に無断で欠勤・遅刻・早退をする。 ☐ その他、企業に損害・被害を与えるような対応・行動を行う。
安全・健康等 への留意	☐ 健康に留意し、安全確保や事故等の防止に努めます。 ☐ 問題事象等が起こった場合は、すみやかに学校・企業担当者に連絡します。
確認事項	☐ 学校の方針および本内容を遵守できない場合は、有償型インターンシップの中止等の対応に合意します。

申請者情報	生徒氏名： _____ 自宅住所： _____
	保護者等氏名： _____ 緊急時連絡先： _____ メールアドレス： _____
実施希望	(希望企業・職種) (希望時期) ☐ 長期休業中 ☐ 土日祝日 ☐ 平日 (希望時間) 時～ 時 (時間程度) (配慮事項)
参加を希望 する理由	

※ 参加を希望する場合は、〇月〇日(〇) 〇：〇〇までに、〇〇まで提出すること

